

連合北海道札幌地区連合会／さっぽろ 労働相談センター
札幌圏雇用センサス 2021年4月の相談状況

「制度の悪用であってはならない — 人手不足対策」

1. 2021年4月相談概況

年 月 \ 項 目	相談者 (人)	相談件数 (件)	一人当たり相談件数 (件)
2021年 4月	76人	109件	1.43件
2021年 3月	78人	102件	1.31件
2020年 4月	86人	122件	1.42件

- (1) 相談者の状況 資料-1 「2021年 雇用形態別 相談者数 月別集計」
資料-2 「2021年4月 相談件数 (雇用形態別)」
資料-3 「2021年4月 相談者数 (雇用形態・男女、業種別)」
資料-4 「2021年4月 相談件数 (業種別)」

【雇用形態別 相談者数・相談件数・1人当たり相談件数】

	男	社員	契約	パート	臨時 アルバイト	嘱託	季節	派遣	求職者	その他
人 数	43	28	6		6	2			1	
件 数	58	39	7		9	2			1	
計	1.35	1.39	1.17		1.50	1.00			1.00	

	女	社員	契約	パート	臨時 アルバイト	嘱託	季節	派遣	求職者	その他
人 数	33	19	3	5	3	1		2		
件 数	51	33	4	6	4	1		3		
計	1.55	1.74	1.33	1.20	1.33	1.00		1.50		

	男女	社員	契約	パート	臨時 アルバイト	嘱託	季節	派遣	求職者	その他
人 数	76	47	9	5	9	3		2	1	
件 数	109	72	11	6	13	3		3	1	
計	1.43	1.53	1.22	1.20	1.44	1.00		1.50	1.00	

- ① 4月の相談者数は男性43人に対して女性33人と男性が上回りましたが、相談件数はほぼ同数であることから、1人当たりの相談件数では女性(1.55件)

が男性（1. 35件）を大きく上回りました。

雇用形態別に検証すると、正社員からの相談が人数・件数共に60%以上を占めています。特に女性正社員の1人当たり相談件数は1.74件と極めて多く、半数以上が「医療・保健・医薬品業」及び「社会福祉・介護業」の勤務者であることからコロナ禍における就労環境の厳しさを反映しています。

- ② 業種別相談状況では「卸・小売業・飲食店」（16人・22件）、「社会福祉・介護業」（11人・19件）、「通信・報道・IT業」（9人・14件）、及び「宿泊・娯楽業」（7人・10件）からの相談が多く、全体の6割弱を占めています。

【業種別・雇用形態別 相談者数／業種別相談件数】

	相談 人数計	社員	契約	パート	フル パート	嘱託	季節	派遣	その他	相談 件数	1人/ 件数
A 農林水産業合											
B 鉱石・砕石業											
C 建設・設計・重機業	4	3							1	6	1.50
D 食品製造業	1	1								1	1.00
E その他製造業	2	2								2	1.00
F エネルギー・水道業											
G 通信・報道・IT業	9	7	1					1		14	1.56
H 交通業											
I 陸運・倉庫業	3		1		2					5	1.67
J 卸・小売業・飲食店	16	6		3	6	1				22	1.38
K 商品斡旋・リース業	1	1								1	1.00
L 金融・保険業	4	2				1		1		4	1.00
M 不動産業	3	3								5	1.67
N 医療・福祉・医薬品業	5	5								9	1.80
O 社会福祉・介護業	11	10	1							19	1.73
P ビル管理・警備業	2		2							2	1.00
Q 労働者派遣業											
R 教育・学習支援業	1		1							1	1.00
S 会計・行政・法律事務所											
T 宿泊・娯楽業	7	5	1		1					10	1.43
U 複合サービス業	1	1								2	2.00
V その他サービス業	4	1	2	1						4	1.00
W 廃棄物処理業											
X 公務・公共サービス	1					1				1	1.00
Y 分類不能・その他	1			1						1	1.00
合計	76	47	9	5	9	3		2	1	109	1.43

「卸・小売業・飲食店」（16人・22件）からの相談は、賃金関係を除く全ての項目に分布しています。相談の半数が雇用関係と労働契約関係に集中し、コロナ禍における契約打ち切り・解雇や募集広告と雇用契約書の提示労働条件の相違、就業規則の不利益変更について多く問い合わせがあります。また、相談者に事務職が多く定年再雇用者の労働条件確保についての相談も目立っています。

「社会福祉・介護業」（11人・19件）、からの相談は労働時間関係（長時間労働・有給休暇・公休）の相談を中心に、就業規則・雇用契約の不利益変更・契約不履行、賃金未払、解雇退職問題及び退職時の保険適用の問題等多岐にわたっています。コロナ禍における人手不足とはいえ、過度な労働強化が職場環境の悪化に至るといった内容が大半です。

「通信・報道・IT業」（9人・14件）から寄せられる相談内容には元請けや発注元からの要求を断り切れず自社従業員へ労働強化を強いることとなり、就業規則・雇用契約の不利益変更や退職問題が生ずる事例が多く見られます。困難を乗り切る際の手段に「会話」が欠如していることが共通しています。

「宿泊・娯楽業」ではコロナ禍を乗り切るために極端な「コストカット」が解雇・労災隠し・賃金未払という不法行為を生み、従業員等が相談場所を探しまわるといった事例が数件寄せられました。人手不足を既存従業員の労働強化でカバーしようとし、申立・訴訟に至るケースも見られます。

- (2) 相談項目について 資料-2 「2021年4月 相談件数 (雇用形態別)」
 資料-4 「2021年4月 相談件数 (業種別)」
 資料-5 「2021年・月別集計 相談件数 (相談項目別)」

寄せられた相談項目は次のとおりです。

「労働契約関係」	21件 (就業規則・雇用契約16件 その他契約4件 配転・出向・転籍1件)
「雇用関係」	18件 (解雇・退職強要・契約打切15件 合理化・倒産・閉鎖問題1件 解雇予告手当1件 その他雇用1件)
「労働時間関係」	17件 (年次有給休暇11件 休日・休暇2件 その他労働時間2件 週40時間・長時間労働2件)
「保険・税」	16件 (雇用・労災11件 健保・年金1件 その他保険税4件)
「賃金関係」	12件 (不払残業・割増未払6件 その他賃金5件 月例賃金未払1件)
「差別等」	8件 (セクハラ1件 嫌がらせ・パワハラ5件 その他差別2件)
「退職関係」	7件 (退職金・退職手続3件 定年問題2件 その他退職2件)
「労働安全衛生」	5件 (労働災害2件 安全衛生3件)
「その他」	3件 (経営問題・労務管理2件 上記以外の相談1件)
「労働組合関係」	2件 (結成・運営・加盟1件 不当労働行為1件)
相談件数合計	109件

「労働契約関係」、「雇用関係」、「労働時間関係」、「保険・税」及び「賃金関係」の相談が全相談件数の約8割(84件)を占めました。相談の中心は労働契約関係

であり、就業規則・雇用契約内容の不履行や一方的不利益変更が、賃金未払を発生させ、解雇・退職強要にまで進み、退職手続き等の退職関係の問題にも及んでいます。労働時間の関係では年次有給休暇取得妨害等の労働基準法違反が相談として寄せられています。また、休憩時間への勤務時間食い込みの取り扱いが不明確、公休出勤を断われない等の苦情発散の電話も寄せられています。

「差別等」に関する相談が、嫌がらせ・パワハラ（5件）、セクハラ（1件）及びその他差別（2件）と人権侵害と深く関係する内容に特化しているのは職場の危機的状態の象徴ではないかと危惧します。働き方改革法案の中でも根絶を目的に多くの議論を重ね指針を作成し、2022年4月には全ての事業所が防止対策を義務化される中、行政の強い指導が必要と感じる内容です。

(3) 相談内容の違法状況について

資料－6 2021年4月 違法件数（相談項目・雇用形態別）
 資料－7 2021年 月別集計 違法件数（相談項目別）
 資料－8 2021年4月 違法件数（業種別）

76人から寄せられた109件の相談中、違法と判断される項目は44件となっています。違法率は40.4%です。

【項目別違法件数の分布】

項目	違法件数	違法率	全相談件数
雇用関係	9件	50.0%	18件
賃金関係	9件	75.0%	12件
労働契約関係	8件	38.1%	21件
労働時間関係	8件	47.1%	17件
保険・税関係	5件	31.3%	16件
安全衛生	2件	40.0%	5件
差別等	1件	12.5%	8件
退職関係	1件	14.3%	7件
労働組合関係	1件	50.0%	2件
その他（経営問題・労務管理）	件	33.3%	3件
総 数	44件	40.4%	109件

「労働契約関係」に関する相談の違法内容（雇用契約の不履行・就業規則の不利益変更）が、「雇用関係」や「賃金関係」への違法行為に波及しています。「雇用関係」では解雇・雇い止め・契約打ち切りであり「賃金関係」では月例賃金、手当及び不払残業・割増未払として表面化しています。業種では「卸・小売・飲食店」、「社会福祉・介護業」及び「通信・報道・IT業」が高い数値を示し、就業規則の不利益変更（所定労働時間延長・休日数減）・雇用契約不履行（賃金の不払い・契約期間中の雇止め）が多く見ら

れます。違反相談の大半が、この就業規則・雇用契約に関する相談から派生しています。男女別の検証では、男性労働者からの相談内容の違反率34.5%に対して女性労働者からの相談内容の違反率は47.1%と高く、特に正社員女性では51.5%、パート女性では66.7%に達しています。

2. 2021年4月の雇用情勢

新型コロナウイルスによる経済活動停滞の下、3月末までの道央圏の有効求人倍率は15カ月連続で前年同月を下回っています。一方、求職者数は9カ月連続で前年同月を上回ることから、コロナ禍における失業の長期化が生活困窮者の固定化に繋がるのではないかとの不安が社会問題になる気配を感じます。この求人活動の停滞の中、「卸・小売業・飲食店」、「宿泊・娯楽業」、「通信・報道・IT業」及び「建設業」では比較的活発な求人活動が見られます。

このような求人・求職活動を経て就労を開始した者を含めた労働者から4月中に寄せられた相談状況は相談者数では前年及び前月を若干下回り、相談件数では前年を下回り前月とはほぼ同数となっています。相談者数が減少する中、4月の相談者に占める正社員の高比率は特徴的であり、特に女性正社員の高比率は「医療・保険・医薬品」と「社会福祉・介護業」の所謂「エッセンシャルワーカー」が占めています。

「医療・保険・医薬品」は医療現場の看護師からの相談であり人手不足を就業規則等の制度変更で乗り切ろうとすることから、個々の看護師の労働強化に直結し退職・賃下げ・残業手当未払のトラブルを内容としています。この制度変更による人手不足対策は他の業種からも相談として寄せられ、「卸・小売業・飲食店」、「社会福祉・介護業」及び「通信・報道・IT業」は相談の大半を占めています。

「卸・小売業・飲食店」では、定年者再雇用も人手不足対策として活用されているものの、同一労働同一賃金への対応意思が事業主に全くないことから、単に「賃下げ」強行のための理屈として用いる傾向にあります。また、「通信・報道・IT業」では業績確保のための無理な業務受注を労働者へ十分な説明もなく労働強化で乗り切ろうとする荒技が目立ちました。

コロナ禍において、全般的に求人活動が停滞する中、医療・福祉・生活関連品販売・生活インフラに関する業種では人手不足が常態化しています。裏を返せば、定着率の悪さの象徴といえます。その原因を相談内容から検証すると、人手不足対応が結果として「制度の悪用」として苦痛の種となっている、職場内の意思疎通・会話説明が極めてお粗末であることが共通しています。

国政対応が信頼に足ることがない現状で、困難を乗り越えるためには地域・職場・事業者・労働者・生活者等、オールローカルで知恵を出し合うことが必要です。隣人の不幸から目をそむけず、現況の困難を克服していきましょう。

以 上